

### 三 大学の質の向上のための制度改革

#### (一) 設置認可制度の的確な運用

文部科学大臣による公立大学の設置認可に当たっては、学識経験者等から構成される大学設置・学校法人審議会での申請が大学設置基準等の法令に適合しているか否か専門的な見地から審査を行い、一定の教育研究水準が確保されていると認められたものについて、文部科学大臣が認可を行う。こうした設置認可制度の仕組みは、我が国の大学の教育研究水準を確保する上で重要な役割を果たしている。

設置後の大学については、学問の進展や社会の変化・ニーズに機動的・弾力的に対応して組織改編を行うことが重要である。このため、平成一五年度から、大学が授与する学位の種類及び分野を変更しない場合には、届出により学部・学科等を設置できる制度を導入している（学校教育法第四十二条第二項）。平成一九年度開設の大学新設及び学部等の設置については、認可・届出の総数三五三件中、届出が二四

三件を占めており、届出制が積極的に活用されている。なお、学部等の設置の届出に際して事前の審査は行われないが、法令に適合しない届出があった場合には、文部科学大臣が必要な措置を講じるよう命令できる仕組みとなっている。

また、近年、申請書類に虚偽の内容を含んでいたりと、真实性が強く疑われたりする事例や、設置計画の準備が拙速に行われたことに起因すると見られる不認可や申請の取り下げが起きていることから、以下の事項を柱とする制度改革を行った（平成一八年四月一日施行）。まず第一に、申請者と審議会との「対話」による相応の時間を確保するため、大学院大学の開設に関する申請期限を大学新設と同様、これまでの開設前年度の六月末から四月末までとした。第二に、大学等の設置申請があった場合、その申請者が過去の認可申請・届出において虚偽等の不正行為があり、判明してから最長五年を経過していない者や、新設した大学や

学部等の履行状況と当初の設置計画が著しく不相当であると認められる者等に該当する場合には、文部科学大臣は認可しないとする基準を新設した。第三に、設置認可・届出に関する設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を実施できる旨を、省令上に明確化することにより実効性を高めた。

今後、これらの制度改革の趣旨を踏まえ申請者と信頼関係を構築すると共に、学習者の保護や国際的通用生の保持の観点に立ち、「大学の質」を保証するため、設置認可制度を適切に運用する必要がある。

#### (二) 認証評価制度

平成一六年度から、国公立全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等という。）がその教育研究等の状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関という。）から評価を受ける制度を導入した。この制度は、

- ・ 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・ 評価結果が自ら改善を図る

ことよって、大学等の教育研究活動等の質の向上を目的とするものである。

なお、この制度で実施する評価には次の二種類がある。

・ 大学等の総合的な状況の評価  
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、七年以内ごとに評価する。

・ 専門職大学院の教育研究活動の評価  
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、五年以内ごとに評価する。

この評価制度の特色としては、

- ・ 各認証評価機関が自ら定める評価基準に従って評価を実施すること
- ・ 大学等が複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択すること

が挙げられる。これらにより、大学等の自主性・自律性に配慮しつつ、各大学等の個性を活かした評価を行うことが可能としている。

なお、文部科学大臣による評価機関の認証は、認証を申請する者について、評価の基準、方法、体制等が一定の基準（認証基準）に適合すると認められる場合に、中央教育審議会が審議した上で認証しており、これまでに五機関の

認証を行っている。また、これらの認証評価機関によって、平成一六・一七年度には六七大学、三三短期大学、一八高等専門学校に対して評価が実施され、その結果を公表した。今後は、これら認証評価機関による評価によって、大学等の質が保証されるとともに、大学等の教育研究活動の活性化や個性輝く大学づくりが、より一層推進されることが期待されている。

また、大学がその社会的責任を果たしていくためには、自らの教育研究の理念・目標に照らして、教育研究活動の状況を不断に点検・評価し、自らの責任において自己改善へ努力していくことが基本となることから、認証評価制度とは別に、学校教育法において、全ての大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表することを義務付けているところである。

### (三) 国際的な高等教育の質保証

高等教育をめぐっては、学生や教員交流の進展、高度専門職業人等の各国間移動という国際的な人材流動性の高まりとともに、高等教育機関の海外分校の設置、外国の教育機関との連携による教育プログラムの開発・実施、eラー

ニングなどを通じた国境を越えた教育の提供など、国際的な大学間の競争と協働が進展しつつある。一方で、教育の実態を伴わず、代金振込みのみを対価とするなどして、真正とは言えない「学位」を授与する業者(いわゆる「ディグリー・ミル」)が、世界的に問題となっている。

このような情勢の中、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)やOECD(経済協力開発機構)などの国際機関をはじめとした、各国間の協力による高等教育の質保証に係る国際的な検討が進められている。平成一七年秋季には、ユネスコ/OECDにより、「ディグリー・ミル」や質の低い高等教育から学生等を保護するため、高等教育の質保証に関する国際的な協力の促進を目的とした、「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が策定された。

我が国としても、高等教育の国境を越えた展開に対応できるよう、平成一六年一二月に所要の制度整備を行い、文部科学大臣が指定した外国大学等の日本校の課程を修了した者に、我が国の大学院等への入学資格を認めるなどするとともに、これらの課程において得た単位を我が国の大学等において認定できるようにした(平成一九年三月現在、六つの教育施設が指定を受けている)。また、我が国の大

学が外国において教育活動を行う場合、大学設置基準等を満たしているものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とした。

今後とも、ユネスコ/OECDのガイドラインも踏まえ、国際的な高等教育の質保証に積極的に取り組むとともに、各国政府により正当と認められた高等教育機関のリスト等を提供することを目的としたユネスコの「高等教育の質保証に関する情報ポータル構築事業」への協力・参加や、我が国において設置認可された高等教育機関のリスト等の提供等を進めていくこととしている。